

○柏市都市農業センター条例施行規則

平成17年3月28日

規則第84号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市都市農業センター条例（平成17年柏市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(平18規則5)

(許可の申請)

第3条 条例第3条第2項の申請（以下「許可申請」という。）は、次の各号に掲げる柏市都市農業センター（以下「農業センター」という。）の施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に使用許可申請書を条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出して行わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 農芸交流館、レストラン（ちゅう房を含む。以下同じ。）、農産物直売所（附帯施設を含む。以下同じ。）又は飲食物提供施設 使用しようとする日（以下「使用開始希望日」という。）の属する月の8か月前の月の1日から同月末日（その日が柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する休日（以下「本市の休日」という。）であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日）までの間

(2) 加工体験室又は会議室 使用開始希望日の属する月の前々月の1日から使用開始希望日までの間

2 前項の使用許可申請書には、指定管理者が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 許可申請は、農業センターの開場時間内に行わなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平18規則5・令2規則77・一部改正)

(許可の決定等)

第4条 指定管理者は、条例第3条第1項の許可（以下「許可」という。）をする旨の決

定をしたときは、使用許可書（以下「許可書」という。）を交付することにより当該許可申請をしたものに通知するものとする。

2 指定管理者は、許可をしない旨の決定をしたときは、使用不許可決定通知書により当該許可申請をしたものに通知するものとする。

3 許可書の交付を受けたものは、農業センターの施設を使用するときは当該許可書を携帯し、係員の請求があったときはこれを提示しなければならない。

（平18規則5・一部改正）

（使用中止の届出）

第5条 条例第4条の規定による届出（以下「使用中止届出」という。）は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間にあらかじめ使用許可中止届出書を指定管理者に提出して行わなければならない。

(1) 農芸交流館，レストラン，農産物直売所又は飲食物提供施設に係る許可 使用を中止しようとする日の属する月の6か月前の月の1日（その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日）又は当該許可の日のいずれか遅い日までの間

(2) 加工体験室又は会議室に係る許可 使用を中止しようとする日の6日前の日（その日が本市の休日であるときは、その日前において、その日に最も近い本市の休日でない日）又は当該許可の日のいずれか遅い日までの間

2 前項の使用許可中止届出書には、当該許可に係る許可書を添付しなければならない。

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

（平18規則5・令2規則77・一部改正）

（許可の取消し等）

第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、使用許可取消等通知書により行うものとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

（平18規則5・一部改正）

（利用料金の支払時期）

第7条 条例第6条第1項の利用料金は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間に支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 農芸交流館，レストラン，農産物直売所又は飲食物提供施設に係る許可 使用した日の属する月の翌月の1日から同月15日（その日が本市の休日であるときは，その日前において，その日に最も近い本市の休日でない日）までの間

(2) 加工体験室又は会議室に係る許可 使用開始希望日の6日前の日（その日が本市の休日であるときは，その日前において，その日に最も近い本市の休日でない日）又は当該許可の日のいずれか遅い日までの間

（平18規則5・令2規則77・一部改正）

（利用料金の減免）

第8条 条例第7条の規定による利用料金の減額又は免除（以下「減免」という。）をする場合及び割合は，次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者が加工体験室又は会議室を利用する場合 100パーセント

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち利用に係る年度の前年度分の市町村民税が非課税のものが加工体験室又は会議室を利用する場合 100パーセント

(3) 前2号に定める場合のほか，指定管理者が必要があると認める場合 指定管理者が定める割合

2 減免を受けようとするものは，あらかじめ指定管理者に書面により申出をしなければならない。

3 指定管理者は，減免をする旨又はしない旨を書面により前項の申出をしたものに回答するものとする。

（平18規則5・令2規則77・一部改正）

（利用料金の返還）

第9条 条例第8条ただし書の規定により利用料金の全部又は一部の返還（以下「利用料金の返還」という。）をする場合及びその額は，次に掲げるとおりとする。

(1) 天災，地変その他許可を受けたもの（以下「使用者」という。）の責めによらない理由により使用できなくなった場合 全額

(2) 公益上その他の理由により指定管理者が許可を取り消した場合 全額

(3) 使用者が当該許可に係る使用中止届出を第5条の規定により提出した場合 2分

の1に相当する額

- 2 利用料金の返還を受けようとするものは、指定管理者に書面により申出をしなければならない。
- 3 指定管理者は、利用料金の返還をする旨又はしない旨を書面により前項の申出をしたものに回答するものとする。

(平18規則5・一部改正)

(火気使用等許可申請書)

第10条 条例第9条第3項の申請は、火気使用等許可申請書を市長に提出して行わなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、条例第9条第2項の許可（以下「火気使用等許可」という。）をする旨の決定をしたときは、火気使用等許可書を交付することにより当該申請をしたものに通知するものとする。
- 3 市長は、火気使用等許可をしない旨の決定をしたときは、火気使用等不許可決定通知書により当該申請をしたものに通知するものとする。

(市長による管理等)

第11条 指定管理者の指定の取消し等により指定管理者に農業センターの管理を行わせることができない場合におけるこの規則の規定の適用については、第3条第1項本文中「条例第2条の2に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同項ただし書、同条第2項及び第3項並びに第4条から第6条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第7条から第9条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(平18規則5・全改，令2規則77・一部改正)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(沼南町との合併に伴う経過措置)

- 2 この規則の施行の日から平成17年3月31日までの間における第3条第1号の規定の

適用については、同号中「同月15日」とあるのは、「同月31日」とする。

3 平成17年4月分及び同年5月分の利用料金の納付に係る第7条第1号の規定の適用については、同条中「期間にあらかじめ」とあるのは「期間に」と、「同月15日」とあるのは「平成17年4月分にあつては同月15日まで、同年5月分にあつては同年4月30日まで」とする。

4 平成17年4月分及び同年5月分の利用料金の承認の申請に係る第11条の規定の適用については、同条中「同月15日」とあるのは、「平成17年4月分にあつては同年3月31日まで、同年5月分にあつては同年4月15日まで」とする。

附 則（平成18年規則第5号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第77号）

この規則は、令和3年12月1日から施行する。